

電子縦覧対象業務委託

現場調査あり

令和 8 年度

業務番号 繰河改委 第 5054 号

岩木川河川改良設計業務委託

特記仕様書

1. 設計図書に対して質問がある場合は 青森県中南県土整備事務所 河川砂防施設課(河川) あてに質問書を 令和8年8月31日の12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は 令和8年9月3日の12時00分までにFAXで回答します。
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

中津軽郡 西目屋村 大字 田代 地内

青森県中南県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日

2. 履行期限 令和 9 年 2 月 2 6 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、5 回とする。設計業務の主要な区切りは、調査員と協議すること とする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

令和 8 年度 繰河改委 第 5053 号 岩木川河川改良測量業務委託 成果データ

.....
.....

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

(別紙) 業務内容 を参照すること。

第2条 B I M / C I M の活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業における B I M / C I M 活用実施要領」に基づき、受注者の希望により 3 次元モデルを活用できるものとする。

3 次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 1 5 日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度) 第 9 条第 1 項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。

- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM) ____1__部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) ____1__部

2. その他

(1) 現地調査写真集 _____部(報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....
.....
.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

(別紙) 業務内容

1. 業務の目的

本業務区間は、カヌーによる村おこしに注力している西目屋村が、ジャパンカップ等の大会を毎年開催している区間である。

本業務は、このような河川の利用状況、各関係者の意見等を踏まえた河道設計（低水護岸等の設計）を実施するものである。

2. 業務内容

(1) 設計計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容の確認を行い、本業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

既存資料等を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の工事施工の観点から現地状況を把握し、整理する。

(3) 基本事項の検討

① 現況流下能力の検討

計画区間の現況流下能力を把握するとともに、施設配置と河川計画流量との関係性について検討する。

② 関係機関ヒアリング

河川利用者（西目屋村、カヌー協会等を想定）に対してヒアリングを実施する。

③ 水路基本形状の検討

現在の河道利用状況、関係機関ヒアリングを踏まえ、低水路の基本形状を決定する。

④ 河道断面の検討

①②③の検討結果を基に、コース利用期間および洪水時等の流況に応じた水位を確認した上で、適切な河道断面を設定する。

(4) 護岸本体工予備設計

本区間の河道を構成すると想定される、低水路、護岸、背割堤等について「護岸の力学設計法」等に基づき安定性を確認し、基本断面や規格等を決定する。

(5) 施工計画及び仮設計画

工事実施にあたり、施工計画(工事手順、工程表等)、仮設計画(搬入路、仮締切方法等)の基本方針を立案する。

(6) 図面作成

低水路計画を含めた河道全体平面図、縦断図、及び代表的な標準断面図を作成する。

(7) パース作成

低水路計画を含めた河道全体のパース又はフォトモンタージュを作成する。

(8) 概算工事費算定

設計図面に基づき概略数量を算定したうえで概算工事費を算出する。

(9) 照査

検討条件、検討結果、設計図面、概算工事費等について照査を行う。

(10) 報告書作成

検討条件、検討結果等について整理するとともに、今後実施する詳細設計に向けた申し送り事項等を取りまとめる。

(11) 打合せ協議

着手前、中間3回、納品時の計5回 打合せを実施する。

(その他) 貸与測量成果

別途発注の『繰河改委第 5053 号 岩木川河川改良測量業務委託』において U A V レーザー測量を実施予定。三次元点群データファイル等の成果を貸与する。

青森県中南県土整備事務所長 殿

FAX

業 務 名 岩木川河川改良設計業務委託

*質問がない場合は、提出の必要はありません

FAX 0172-36-5360

受 領 確 認 書

令和 年 月 日

青森県中南県土整備事務所長 殿
担当：河川砂防施設課(河川)
FAX：0172-36-5360

会社名	
氏 名	
電 話	FAX

業 務 番 号	繰河改委 第 5 0 5 4 号
業 務 名	岩木川河川改良設計業務委託

上記業務の回答書を受領しました。